

平成 26 年 2 月 定例会

経済委員会説明資料  
(その2)

農 林 水 産 部

# 目 次

## I 提 出 予 定 案 件

1 一般会計・特別会計予算	-----	1
(1) 歳入歳出予算	-----	1
ア 総括表	-----	1
イ 課別主要事項説明	-----	3
(2) 繰越明許費	-----	8
(3) 債務負担行為	-----	9
2 その他の議案等	-----	10
(1) 条例案	-----	10

I 提出予定案件

1 一般会計・特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳							一般財源
				特 定 財 源							
				国支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産収入	諸収入	繰入金	県債	
農 林 水 産 政 策 課	1,133,852		1,133,852	300				316,543	200,000		617,009
もうかるブランド推進課 (六次化・輸出戦略室)	426,292		426,292	82,709				1,400	2,000		340,183
畜 産 課	578,714		578,714	36,781		10,323	2,470	3,789	19,000		506,351
水 産 業 調 整 室 ( 漁 業 調 整 室 )	2,668,317		2,668,317	961,486	151,722	30,029	91,767	2,636	59,000	668,000	703,677
農 林 水 産 技 術 統 括 本 部 (農林水産総合技術支援センター)	3,544,010	250,000	3,794,010	(250,000) 727,092		16,993	46,641	64,997	27,216	58,000	2,853,071
農 村 振 興 課	1,797,504	50,000	1,847,504	(50,000) 1,079,047	37,773		11,936	14,330	240,030	84,000	380,388
農 業 基 盤 課	8,914,611	309,000	9,223,611	2,999,490	532,387			344,370	11,000	(309,000) 1,770,000	3,566,364
林 業 戦 略 課 (次世代プロジェクト推進室)	12,151,048		12,151,048	2,206,054		264	35,563	2,605,586	5,843,556	355,000	1,105,025
森 林 整 備 課	6,865,780	33,000	6,898,780	3,791,496	72,974				26,400	(33,000) 2,255,000	752,910
計	38,080,128	642,000	38,722,128	(300,000) 11,884,455	794,856	57,609	188,377	3,353,651	6,428,202	(342,000) 5,190,000	10,824,978

注:( )数字は、補正額の財源の再掲である。

特別会計

(単位:千円)

区 分	会 計 名	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳						
					国支出金	使用料 手数料	財産収入	諸収入	繰入金	繰越金	県 債
農 林 水 産 政 策 課	農業改良資金 貸付金特別会計	46,010	0	46,010				3,229	400	42,381	
	林業改善資金 貸付金特別会計	102,685	0	102,685				16,765	2,682	83,238	
	沿岸漁業改善資金 貸付金特別会計	81,190	0	81,190				40,490	1,188	39,512	
	計	229,885	0	229,885				60,484	4,270	165,131	
林 業 戦 略 課 (次世代プロジェクト推進室)	県有林県行造林事業 特別会計	<300> 180,601	0	<300> 180,601			<300> 83,834	7,640	89,027	100	
	港湾等整備事業 特別会計	79	0	79		79					
	計	<300> 180,680	0	<300> 180,680		79	<300> 83,834	7,640	89,027	100	
合 計	<300> 410,565	0	<300> 410,565		79	<300> 83,834	68,124	93,297	165,231		

注: 県有林県行造林事業特別会計及び合計欄の< >数字は, 教育委員会施設整備課所管の再掲で外数である。

イ 課別主要事項説明

農林水産技術統括本部（農林水産総合技術支援センター）

（ア）一般会計

（単位：千円）

目 名	補正前の額	補正額	計	摘 要
農業総務費	2,355,939	0	2,355,939	
農業改良普及費	37,054	0	37,054	
農作物対策費	14,718	0	14,718	
飼肥料対策費	347	0	347	
植物防疫費	16,613	0	16,613	
農業研究費	28,201	0	28,201	
園芸総務費	128,605	0	128,605	
園芸振興費	182,535	0	182,535	
果樹研究費	31,484	0	31,484	
畜産総務費	226,437	0	226,437	
畜産研究費	92,732	0	92,732	

目 名	補正前の額	補正額	計	摘 要
農地調整費	62,012	250,000	312,012	① 農地保有合理化促進費 (250,000) ア ④ 農業構造改革支援基金積立金 250,000
林業総務費	105,401	0	105,401	
森林林業 研究費	13,806	0	13,806	
水産業総務費	184,078	0	184,078	
水産研究費	64,048	0	64,048	
農林水産技術 統括本部 (農林水産総合技術支 援センター) 合 計	3,544,010	250,000	3,794,010	

農村振興課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目名	補正前の額	補正額	計	摘要
農業総務費	261,029	50,000	311,029	① 農作物鳥獣被害防止対策費 ( 50,000 ) ア 鳥獣被害防止総合対策事業 50,000
山村振興対策事業費	335,340	0	335,340	
農地総務費	208,869	0	208,869	
土地改良費	348,266	0	348,266	
農地調整費	644,000	0	644,000	
農村振興課合計	1,797,504	50,000	1,847,504	

## 農業基盤課

## (ア) 一般会計

(単位：千円)

目名	補正前の額	補正額	計	摘要
農業総務費	98,253	0	98,253	
農地総務費	3,502,681	309,000	3,811,681	① 国直轄事業負担金 (309,000)
土地改良費	2,811,286	0	2,811,286	
農地防災事業費	1,836,011	0	1,836,011	
農地調整費	5,810	0	5,810	
農地及び農業用 施設災害普及費	630,570	0	630,570	
耕地海岸施設 災害普及費	30,000	0	30,000	
農業基盤課 合計	8,914,611	309,000	9,223,611	



森林整備課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補正額	計	摘 要
林業総務費	59,103	0	59,103	
林業振興指導費	251,816	0	251,816	
林道費	2,609,181	0	2,609,181	
治山費	3,036,480	33,000	3,069,480	① 国直轄事業負担金 ( 33,000 )
災害林道復旧費	760,000	0	760,000	
治山施設災害普及費 (農林水産施設)	4,200	0	4,200	
治山施設災害普及費 (土木施設)	145,000	0	145,000	
森林整備課 合 計	6,865,780	33,000	6,898,780	

(2) 繰越明許費  
追 加  
一 般 会 計

(単位：千円)

課 名	事業名	予 算 額	年 度 内 執行予定額	翌 年 度 繰越予定額	繰 越 理 由
農 村 振 興 課	農 作 物 鳥 獣 被 害 防 止 対 策 費	262,700	212,700	50,000	(吉野川市他2市) 計画に関する諸条件による。
農 業 基 盤 課	国 直 轄 事 業 負 担 金	2,903,142	2,594,142	309,000	(吉野川下流域地区) 計画に関する諸条件による。
合 計		3,165,842	2,806,842	359,000	

(3) 債務負担行為  
 一般会計  
 追加

(単位：千円)

課名	事項	期間	限度額	左の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
森林整備課	林野地すべり防止事業工事請負契約	平成26年度	49,050	23,000	23,000	0	3,050

## 2 その他の議案等

### (1) 条例案

#### ア 徳島県農業構造改革支援基金条例（農林水産技術統括本部（農林水産総合技術支援センター））

##### ・ 制定の理由

農業の生産性の向上を図るために実施される農業の構造改革を支援する事業に要する経費に充てるため、徳島県農業構造改革支援基金を設置する必要がある。

##### ・ 条例の概要

（ア）農業の生産性の向上を図るために実施される農業の構造改革を支援する事業に要する経費に充てるため、徳島県農業構造改革支援基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

（イ）基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。

（ウ）基金は、（ア）の事業の財源に充てる場合に限り、処分することができることとした。

（エ）基金の管理、運用益金の処理等について、所要の規定を設けることとした。

##### ・ 施行期日

公布の日から施行することとした。